

建設工事現場に配置する技術者及び現場代理人の兼務について

県土整備部で発注する建設工事現場において、配置する技術者の兼務に関するケースは以下のとおりです。
各ケースについての詳細な兼務要件、手続きについては、該当するページ（URL）よりご確認ください。

ケース	技術者 先工事 後工事		金額	現場数	現場間の距離	工事の特性条件	詳細な兼務要件	申請様式
1	監理技術者 or 主任技術者	監理技術者 or 主任技術者	請負額 1億円未満 建築一式事： 2億円未満	2件 まで	概ね2時間以内 （片道）	・下請次数が3次を超えていない ・連絡員を配置 ・情報通信技術を用いて遠隔から現場作業員の入退場が確認できる（CCUSなど） ・人員の配置計画を作成 ・情報通信機器を用いて、映像、音声に現場状況の確認が可能	主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号） https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sennintokurei1.html	主任技術者・監理技術者 兼務申請書 （専任特例1号）
2	監理技術者	監理技術者	予定価格 3億円未満	2件 まで	県内の現場で、現場間の巡回、主要な立会等が適正にできる	・監理技術者補佐を専任で配置 ・技術的難易度が高い工事でない ・災害復旧工事等の緊急を要するものでない ・共同企業体（JV）による工事でない	監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い（専任特例2号） https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/kanrigijutsusya.html	監理技術者 兼務申請書 （専任特例2号）
3	主任技術者	主任技術者	－	2件 まで	10km程度以下	・公共性のある施設・工作物または多数のものが利用する施設・工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間企業）が発注する工事 ・工事対象の工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事	現場代理人及び主任技術者等の兼務について（1）＊2 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/h28_6_1_gijyutsusyatoutoriatukai.html	現場代理人及び主任技術者等 兼務申請書
4	現場代理人	現場代理人	予定価格 8,000万円 未満	2件 まで	同一市町村内 or 10km程度以下	・公共性のある施設・工作物または多数のものが利用する施設・工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間企業）が発注する工事	現場代理人及び主任技術者等の兼務について（1）＊1 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/h28_6_1_gijyutsusyatoutoriatukai.html	
5	現場代理人	主任技術者	予定価格 8,000万円 未満	2件 まで	10km程度以下	・公共性のある施設・工作物または多数のものが利用する施設・工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間企業）が発注する工事 ・工事対象の工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事	現場代理人及び主任技術者等の兼務について（1）＊3 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/h28_6_1_gijyutsusyatoutoriatukai.html	
	主任技術者	現場代理人						
6	現場代理人 ※ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねる場合も含む	現場代理人 ※ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねる場合も含む	－	－	同一現場内で 施工範囲が重なる	・公共性のある施設・工作物または多数のものが利用する施設・工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間企業）が発注する工事 ・施工範囲及び契約工期が重なり、工作物に一体性若しくは連続性が認められ、後発注工事が随意契約により締結されている場合	現場代理人及び主任技術者等の兼務について（2） https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/h28_6_1_gijyutsusyatoutoriatukai.html	

※専任特例1号（ケース1）を活用した工事と専任特例2号（ケース2）を活用した工事を兼務することは不可